

日野市では 遺贈、相続財産の寄附 を受け付けしています

日野市では遺言による寄附（遺贈）、相続財産の寄附を承っています。
「自分が亡くなった後に残る財産を日野市へ寄附して未来の市の発展に役立ててほしい」など、日野市への思いにお応えさせていただきます。

遺言による寄附をするには

遺言寄附には、遺言書が必要となります。

作成に当たっては、弁護士、司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。

なお、市長公室市民相談係では「相続・遺言等暮らしの書類作成相談」事業等も行っています。詳しくは下記ページをご覧ください。

<https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/sumai/soudan/index.html>

税金控除について

遺贈寄附や、相続寄附は寄附金控除を受けられる可能性があります。
詳しくは国税庁情報を御覧ください。

- ・ 国税庁公式トップページ

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

- ・ 相続財産を公益法人などに寄附したとき

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4141.htm>

注意点

財産を特定せずに遺贈する「包括遺贈」、動産・不動産等の遺贈は寄附の受付ができないことがあります。予めご相談ください。



寄附の受付窓口

総務部 財産管理課 財産係

042-514-8156